

# UBC情報

発行： 2017年12月28日

No. 211

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

## ☆源泉所得税の納付期限

源泉所得税の納期特例を受けている場合、7月～12月分の源泉税の納期限は1月22日（月）です（毎月納付の場合は、1月10日（水）が納期限となります）。

## トピックス

## 来年からの配偶者控除等に関するQ&A

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う改正が30年分以後の所得税について適用されます。

### ◆Q&A



#### Q. 配偶者控除等を適用できるのは？

A. 納税者本人の合計所得金額が1千万円（給与収入のみの場合1220万円）以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円（同201万円）以下の場合が適用対象となります。なお、納税者の合計所得金額が900万円（同1120万円）を超えている場合は控除額が逡減します。

#### Q. 30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載する「源泉控除対象配偶者」とは？

A. 合計所得金額が900万円以下である給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円（同150万円）以下である方をいい、控除額が満額の38万円となる配偶者です。該当する場合は、源泉徴収税額を求める際の扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

#### Q. 源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、どの時点で判断？

A. 30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況により判定します。合計所得金額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考に見積もった金額により判定します。

#### Q. 源泉控除対象配偶者に該当しない場合の配偶者控除等の適用は？

A. 配偶者控除等の適用対象となる方で、源泉控除対象配偶者に該当しない場合の控除については、源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整により適用を受けることができます。

## トピックス

## 売掛金の回収・管理が事業継続に重要



企業にとって売上を伸ばすことは重要なことですが、商品（サービス）を売っても、売掛金を回収できなければ、商品の代金だけではなく、売るまでに費やしたコストも損失となるため、その分を取り戻すには同じ商品を何倍も売らなくてはなりません。

また、売掛金の回収までの期間が長くなれば、仕入先などへの支払いが厳しくなるため、最悪の場合は黒字倒産に繋がります。

このように売掛金の回収・管理をおろそかにすれば、資金繰りの悪化を招きますので、売上を伸ばすだけではなく、売掛金の回収・管理を徹底することが事業継続のための重要な業務となります。

## 30年から変わる求人・募集に関するルール

職業安定法の改正に伴い、30年1月から労働者の募集や求人申込みに関するルールが変わります。

### ◆労働条件などの明示ルールを強化

ハローワーク等への求人申込みや、ホームページ等で労働者の募集を行う際、求人票や募集要項に明示しなければならない労働条件等として、以下の事項が追加されました。

◎**試用期間**……試用期間の有無、試用期間があるときはその期間や労働条件を明示します。

◎**労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称**

◎**派遣労働者として雇用しようとする場合、その旨**

◎**固定残業代を支給する場合**……賃金に関して、固定残業代を支給する場合は、\*手当の額、\*固定残業時間数、\*手当を除いた基本給の額、\*固定残業時間を超えた場合に割増賃金を追加で支給する旨、などを明示します。

◎**裁量労働制を採用する場合**……労働時間に関して、裁量労働制を採用する場合は、その旨を明示します。

### ◆労働条件等の変更等に係る明示

また、求職者との労働契約締結前に、求人募集の際に明示した労働条件が変更される場合は、求職者に変更内容を速やかに明示しなければならないこととされました。これは、当初の明示の範囲内で特定された労働条件を提示する場合（例えば、当初「月給25万円～30万円」と示し、「月給25万円」に確定する場合など）も該当します。

変更の明示方法は、①当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する、②労働条件通知書において、変更された事項に下線を引く、着色する、脚注を付ける、といった方法で行います。



## ワンストップ特例が適用されない場合

ふるさと納税をした場合に、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例は、寄附先の自治体に特例に関する申請書を提出することで適用できます（この場合、所得税の控除は行われず、翌年度の住民税から所得税控除分を含めた額が控除されます）。

ただし、\*6団体以上に特例を申請した、\*申請書に記載した住所地から転居したが変更届をしていない（寄附した翌年1月10日までに申請先に届出が必要）、\*医療費控除などのために確定申告をする、といった場合には特例は適用されないため、確定申告によりふるさと納税に係る寄附金控除を受けられることとなります。

## 軽減税率対策補助金は31年9月まで延長

31年10月から消費税率を10%に上げるとともに、①飲食料品（酒類・外食を除く）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）については、税率8%に据え置く軽減税率制度が導入される予定です。

これに伴い、中小企業等が複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」が実施されています。

同補助金の実施期間は、これまで30年1月31日が期限となっていましたが、31年9月30日まで延長されることになりました。これに合わせて申請受付期限も設定されることとなります。

### 編集後記



早いもので、今年も終わりを迎えます。年明けは忙しくなりますがしっかりと休養をとり、体調を整えて新年の仕事に臨みたいものです。

2018年もよろしくお願ひいたします。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所  
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10  
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753  
MAIL: info@ubc-net.com  
URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 211

発行：2017年  
12月28日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所

〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753  
Mail:info@ubc-net.com  
URL:http://ubc-net.com



## トピックス

### 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正

#### 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

#### 見直し内容 ～保険者機能の抜本強化～

◇高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

◇全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、

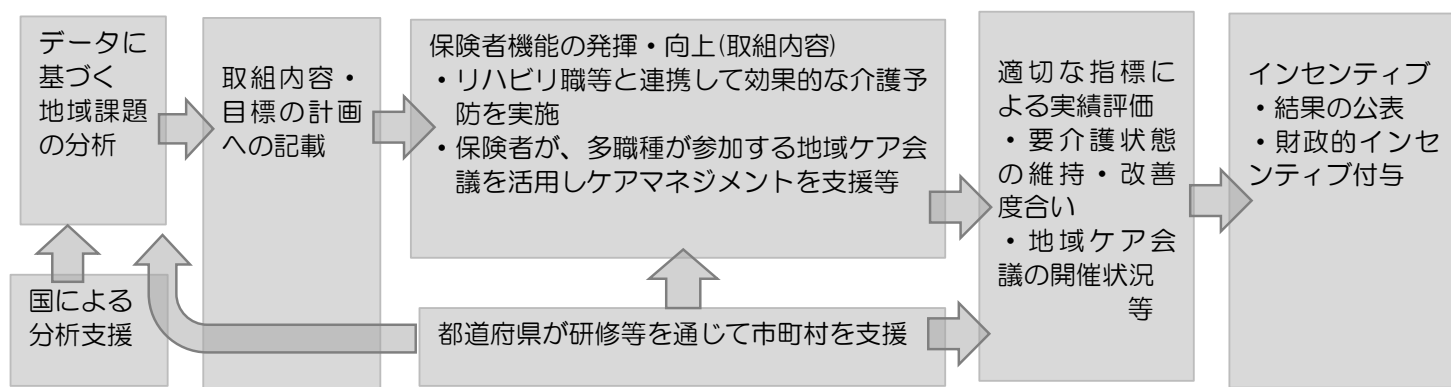
- ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載）
- ②適切な指標による実績評価
- ③インセンティブの付与

を法律により制度化。



#### ※主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



(平成30年4月1日施行)

## 新たな介護保険施設の創設

🔗 見直し内容 ↓ ↓

◇今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

◇病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。

具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

## 介護保険制度の持続可能性の確保

### 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し 🔗 見直し内容 ↓ ↓

◇世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。

(平成30年8月施行)

#### 【利用者の負担割合】



	負担割合
年金収入等 340万円以上(※1)	2割⇒3割
年金収入等 280万円以上(※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

3割負担となり、負担増となる者：  
約12万人(全体の約3%)

#### 【対象者数】

現行制度の2割負担者：45万人

受給者全体：496万人

(厚生労働省HPより)

### 【新たな介護保険施設の概要】

#### 名称

#### 介護医療院

※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

#### 機能

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する。(介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。)

#### 開設主体

地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等